

第1261回 高知市教育委員会 2月定例会 議事録

1 開催日 令和4年2月22日(火)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第2号 令和4年4月1日付け教職員の人事異動について

日程第3 市教委第3号 高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	松 下 整
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐
(2) 事務局	教育次長	溝 渕 隆 彦
	教育次長	岩 原 圭 祐
	教育政策課長	島 内 裕 史
	学校教育課長	山 中 浩 介
	高知商業高等学校事務長	池 上 哲 夫
	教育政策課長補佐	島 崎 由 紀 子
	学校教育課人事班長	川 元 雅 一
	学校教育課管理主事	岡 崎 大 幸
	学校教育課指導主事	掛 水 さおり
	学校教育課指導主事	三 嶋 香 世
	教育政策課総務担当係長	神 岡 純 子
	教育政策課主査	松 本 理

1 令和4年2月22日（火） 午後3時～午後3時40分（たかじょう庁舎6階大会議室）

2 議事内容

開会 午後3時

松下教育長

ただいまから第1261回高知市教育委員会2月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は野並委員、よろしくお願いいたします。

野並委員

はい。

松下教育長

本日は議案が2件となっています。

議案のうち日程第2は人事案件のため秘密会となりますので、先に日程第3から始めたいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【異議なし】—————

松下教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第3 市教委第3号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

高知商業高等学校事務長

日程第3 市教委第3号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」説明いたします。

趣旨に記載してありますとおり、庶務事務システムの施行に伴い、高知商業高等学校全日制職員の服務に関する手続きを変更するため、規則の一部を改正するものです。

令和元年12月から庶務事務システムが施行されておりまして、高知市役所職員の出退勤や休暇の管理が、それまでの出勤簿・休暇等承認願という紙ベースの管理から、ICカードとパソコンでの管理へ変更になりました。それに伴いまして、高知商業高校の全日制の教員と事務員もこの庶務事務システムの管理となりました。ただし、市内の小中義務教育学校、それから高知商業の定時制など、県費負担の教職員はこれまでどおり紙ベースの管理ですので、今回の改正で管理規則の職員の服務に関する手続きの記載を整理するものです。

2点目としては、事務長が県費負担の事務長と商業の市費の事務長がおりますので、それを整理しました。

3点目は、少し文言の整理を加えております。

それでは、資料の5ページの新旧対照表をご覧ください。

最初に第24条の（出勤等）について説明いたします。第1項「職員のうち負担法第1条の規定の適用を受けるもの（以下「県費負担職員」という。）は、所定の時刻までに出勤し、直ちに出勤簿に自ら押印しなければならない」。これは県費の負担職員ということで、市内の小中義務教育学校の先生はこれまでと同じ出勤簿・紙ベースでの管理を記載しているものです。

次に、第2項です。「県費負担職員以外の職員は、定刻までに」ということですが、これは高知商業高校の全日制教員、事務職員のことになります。「定刻までに出勤し、自ら庶務事務システム（電子計算機を利用して職員の出退勤、休暇等の取得、時間外勤務の命令、給与の計算等に係る事務の処理を行う情報処理システムをいう。以下同じ。）に出勤の時刻を記録しなければならない」とされています。ここの記載内容は、教育委員会事務局や市職員の服務規定の記載と同じ内容で、既にシステムに伴って行われているものです。

次に、第3項「庶務事務システムを使用することが困難であると教育長が認める職員に関する前項の規定の適用について」は、出勤簿に押印しなさいという記載がされております。これは高知商業でいきますと、全日制の時間講師の先生方がこの対象になります。時間講師は担当する科目のコマ数に応じて勤務しておりますので、システムでの管理が困難なため、紙ベースでの管理を行っております。

次のページの第4項に移ります。「校長は、始業時において、出勤状況について把握しなければならない」です。所属長による職員の出勤状況の把握で、記載が抜けていたものを追加したものになります。

第5項です。「県費負担職員以外の職員」ということで、商業の職員になりますが、退勤時刻もシステムにきちんと記録をしなさいということをごここに記載しております。

次に、第25条以下についてですが、県費負担事務長と商業の事務長について整理した内容になっています。

まず、第25条（私事旅行）ですが、高知商業の事務長は課長職なので、県外宿泊について届けが必要ですので、そのことを規定しております。

次に、第26条（校長の専決）ですが、校長の専決事項から商業高校の事務職員を除く記載になっています。商業高校の事務職員については事務長の専決になっていますので、除く形で記載を整理しております。

次に、第26条の3（事務長の専決）ですが、この第1項で県費負担事務長の専決について、そして第2項で高知商業事務長の専決を区別、整理したものになっております。

最後に、第28条ですが、文言の整理を行っております。

今回の改正では新たに権限や役割を加えたものではなく、庶務事務システムの運用に伴い、既に実施している手続きを少し整理、記載した内容になっております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

二つあります。まず一つは、新旧対照表6ページの上から2行目の第4項で追加したと言われていた部分です。少し事前に読ませていただいたときに、イメージが掴みにくかったので教えていただきたいと思います。始業時というのは具体的に大体何時ぐらいの幅を持って考えているのかということと、あと、出勤状況について把握するというは具体的にどういう作業を考えておられるのかということですが、どうでしょうか。要するに8時半始業としたときに、今の段階で印鑑ついている人は構わないとか、電算上でシステム入力した人は何名、誰々さん欠席もしくは遅刻というように、そういう把握の仕方をするということですか。

高知商業高等学校事務長

商業高校では、8時半の始業時に職員会が職員室であり職員一同が集まりますので、校長先生は教職員の出席について確認できるようになっています。

西森委員

これはどういう規定ですか。「把握しなければならない」で、ちなみに把握していないと思ったらどうしますか。

高知商業高等学校事務長

そのときに存在しない先生については事前に連絡があるか、その教員に追って連絡をして確認をするという手続きをとっております。

西森委員

管理職として部下の出勤状況を把握しなければいけないと思いますが、そういう意味で勤務状況や労働時間をきちんと把握するという、そういう趣旨の規定ですか。当たり前といえば当たり前でしょうけど、今まで漏れていたということで入れましたということですが、逆に言うと校長はこれが必要ならば、それは義務化されていなかったのを把握していなくてもいいということになりますか。

高知商業高等学校事務長

実際には管理職は当然、職員の勤務状況を把握しますので、文言として、ここに記載が抜けていたということです。

西森委員

分かりました。「始業時において」と縛りをかける必要もあるのだろうかと思ったりもしたので。これがあるから義務の発生の仕方が何か変わるとか、労使管理の問題などでどこかで紛争が起きたときに何かなるといふ、具体的イメージも分かりませんでした。何となく唐突な感じがありましたので。今お聞きしたら、後で追加したということはそうなのかと思ひながら、どこか雛形などがあつて入れたということですか。

高知商業高等学校事務長

そうです。「高知市教育委員会事務局及び学校を除く教育機関の職員服務規程」の方にも同じ表現で、所属長は職員の出勤状況を把握しなさいというものが記載されています。

西森委員

分かりました。ありがとうございます。

第24条で、県費負担職員等は押印となっておりますが、今回これはこれでいいと思います。県費負担職員さんについて明確に規定して、そうでない人とそうである人の違いを明確にするという規定は全然問題ないと思っています。ただ、一昨年ぐらいから問題になっていることがいわゆる在宅ワークで、押印ができない場面があると思います。それも追々整備していけばいいと思いますけれども、とりあえず今、商業高校で、この県費負担職員等で在宅ワークする場面はありますか。それは今余り想定されていない感じですか。

高知商業高等学校事務長

学校の休校期間であっても教員は結局学校に来て、学校から生徒に対してオンラインでの授業を実施しております。西森委員が言われるように、在宅ワークが出てきたときにどうするかは、今後の課題だと思います。現在のところは、教員は学校に来て、学校からオンラインで自宅にいる生徒に対して授業を提供しているような形です。今後は恐らくそういう在宅ワークということも出てくるのではないかと思います。それについてはまた今後の課題です。

西森委員

今の段階で申し上げたのは、恐らく昨年、一昨年は、むしろこういった押印という規定をどうやって外していくかということが議論されて、今の段階からは次に向けてのお話もご検討いただければいいと思っております。またよろしく願いいたします。

高知商業高等学校事務長

ありがとうございます。

松下教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

森田委員

先ほどの質問と少し被るところがあるかもしれませんが、一つ教えていただきたいのは、5ページの第24条の第3項で、庶務事務システムを使用することが困難である方というのが、時間講師の方と言うことでした。確認ですが、ほかの方は、それほど困難は想定されていないのかどうか。

高知商業高等学校事務長

高知商業の教職員について言えば、ほかの方はシステム上で管理が可能です。時間講師だけが担当する科目に応じてコマ数で出勤して退勤されるので、システム管理ができないので、現在そこは紙で管理しているということです。

森田委員

あともう一つは、先ほどお話をしていたテレワークの話です。これからだと思いますけど、コロナの療養などではなく先生がご自宅で勤務をなさるという場合、例えばみなし勤務などいろんなやり方ももちろんあると思いますが、8時間申請したことによって自宅で勤務したことになるなど、私の職場もいろいろそういうことを試行錯誤でやっていたりします。今までは学校に来て仕事、対面というイメージが、これからはいろいろ働き方が変わってくるだろうと思います。これの進化版かもしれませんが、家で働くなど、いろんな働き方が先生も出てくるのではないかと感じました。ありがとうございます。

松下教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

松下教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第3号「高知市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

松下教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第3号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第2 市教委第2号「令和4年4月1日付け教職員の人事異動について」を議題とします。この案件は、人事案件のため秘密会といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

(この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。)

松下教育長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後3時40分

署名

教育長

4番委員
